

長井海の手公園等交流拠点機能拡充事業

評価基準書

令和 2 年 8 月

横須賀市

目次

1	評価基準書の位置づけ	1
2	審査方法	1
3	評価体制	1
4	審査結果の公表	1
5	審査の進め方	2
6	審査・評価項目	3
	（1）資格要件の審査	3
	（2）基本的事項の適格審査 【第1段階】	3
	（3）公募設置等計画等の評価 【第2段階】	4
7	審査・評価方法	5
	（1）資格要件の審査	5
	（2）基本的事項の適格審査 【第1段階】	5
	（3）公募設置等計画等の評価 【第2段階】	5

1 評価基準書の位置づけ

本評価基準書は、横須賀市（以下「本市」という。）が、民間のノウハウや資金等を活用した「長井海の手公園等交流拠点機能拡充事業」（以下「本事業」という。）を実施するにあたり、設置等予定者を選考するための評価基準等を示したものである。

2 審査方法

応募者から提出された、公募設置等指針等に定める公募設置等計画等に対して、資格要件の審査、基本的事項の適格審査及び公募設置等計画等の評価を行う。

3 評価体制

公募設置等計画等の審査は長井海の手公園等交流拠点機能拡充事業整備運営事業者選考委員会（以下「選考委員会」という。）が行う。選考委員会では、応募者から提出された公募設置等計画等について、本評価基準書の内容に基づき審査を行い、設置等予定者の候補及び次点を選考する。

4 審査結果の公表

各々の審査結果は、それぞれの応募者に個別に通知するとともに、設置等予定者（構成企業すべて）の名称、公募設置等計画の概要及びその他各応募者の評価点等を名称を伏せて公表する。

5 審査の進め方

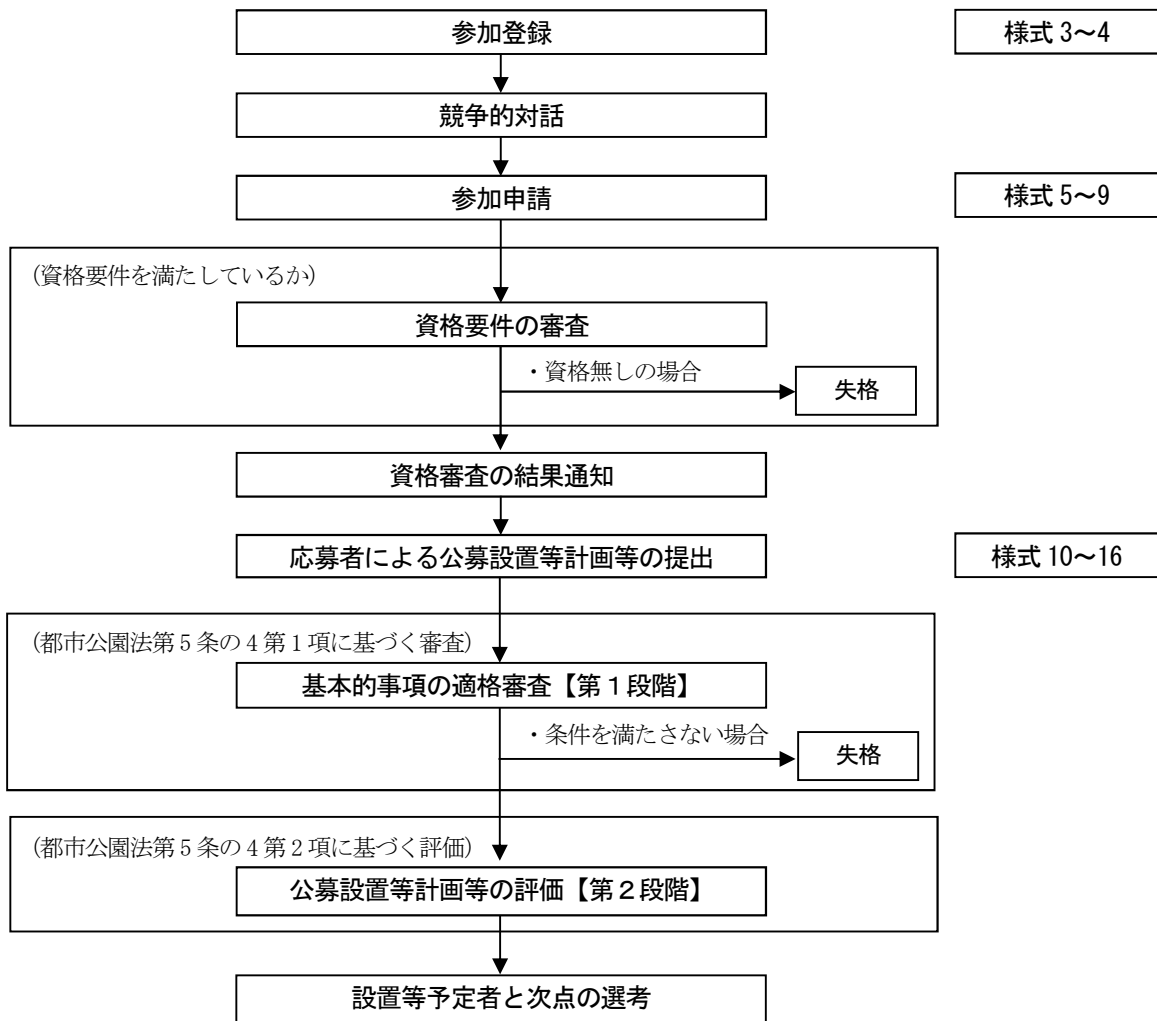
設置等予定者の選考は、応募者からの参加申請に対して、まず本市が資格要件の審査を行う。

その後、基本的事項の適格審査（第1段階）として、都市公園法第5条の4第1項に基づき、すべての公募設置等計画等の審査を行う。その審査を通過した計画について、都市公園法第5条の4第2項に基づき、公募設置等計画等の評価（第2段階）を行う。

具体的には、第1段階では、①公募設置等計画等が公募設置等指針等に照らし適切なものであること、②公募対象公園施設の設置又は管理が都市公園法第5条第2項各号のいずれかに該当するものであること、③公募設置等計画等を提出した者が不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかな者でないこと、④本市の負担額が公募設置等指針に定められた上限額以内であること、⑤その他、重大な不適切箇所がないかを審査する。審査の結果は事務局の意見を付して、選考委員会へ送付する。

第2段階では、第1段階の審査を通過した全ての公募設置等計画等について評価を行う。選考委員会は、応募者のプレゼンテーション及びヒアリング等に基づき、本評価基準書6に示す評価基準に従って公募設置等計画等の評価を行う。

本市による審査の進め方



6 審査・評価項目

(1) 資格要件の審査

審査項目に基づき、参加資格要件を満たしているかを審査する。

(審査項目の内容)

応募者が次の資格要件を全て満たしていることを確認する。

- ① 公募設置等指針第3章10(1)①に示す応募者の構成及び資格(資格・実績要件)
- ② 公募設置等指針第3章10(1)②に示す応募者の制限

(2) 基本的事項の適格審査 【第1段階】

都市公園法第5条の4第1項に基づき、必須条件等の基本的な条件を満たしているかを審査する。

(審査項目の内容)

- ① 公募設置等計画等が公募設置等指針等に照らし適切なものであることを審査する。
- ② 公募対象公園施設の設置又は管理が都市公園法第5条第2項各号のいずれかに該当するものであることを審査する。
- ③ 公募設置等計画等を提出した者が不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかな者でないことを審査する。
- ④ 本市の負担額が公募設置等指針に定められた上限額以内であることを審査する。
- ⑤ その他、重大な不適切箇所がないか審査する。

(3) 公募設置等計画等の評価 【第2段階】

都市公園法第5条の4第2項に基づき、公募設置等計画等の内容について、施設計画や事業経営等の視点で評価する。

(評価項目の内容)

① 全体計画

ア 実施方針

- ・ 公園整備の目的・コンセプトに沿った提案となっているか評価する。
- ・ 基本方針の実現が可能な提案となっているか評価する。
- ・ 周囲の景観に配慮したトータルデザインや単なる修景だけでなく風致地区における公園であることなどを踏まえた、景観を活用した計画となっているか評価する。

イ 実施体制及び事業スケジュール

- ・ 官民連携事業を確実に遂行するための事業運営体制や地元企業を含む業務実施体制が提案されているか評価する。
- ・ 工程計画及び事業の進捗管理について、具体的かつ優れた提案がなされているか評価する。

ウ 事業計画

- ・ 事業計画について具体的かつ優れた提案がなされているか評価する。
- ・ 事業継続におけるリスク要因を的確に把握し、具体的かつ優れたリスク対応策が提案されているか評価する。
- ・ 収益還元の方法について具体的かつ優れた提案がなされているか評価する。

② 個別計画

ア 公募対象公園施設（設置）、公募対象公園施設（管理）、利便増進施設、設置許可施設及び管理許可施設の整備・運営計画

- ・ 公園整備イメージの実現が可能な適切な施設計画が提案されているか評価する。
- ・ 適切な運営計画が提案されているか評価する。
※公募対象公園施設（設置）の段階的な整備を計画する場合は記載すること。なお、その場合の評価対象は開業時点での公募対象公園施設（設置）となる。

イ 公募対象公園施設（設置）、公募対象公園施設（管理）、利便増進施設、設置許可施設及び管理許可施設を除く公園施設の整備計画

- ・ 適切なゾーニング及び動線計画が提案されているか評価する。
- ・ 公園整備イメージの実現が可能な優れた施設計画が提案されているか評価する。

ウ 公募対象公園施設（設置）、公募対象公園施設（管理）、利便増進施設、設置許可施設及び管理許可施設を除く公園施設の維持管理・運営計画

- ・ 公園整備イメージの実現が可能な優れた運営計画が提案されているか評価する。
- ・ 具体的かつ優れた維持管理計画が提案されているか評価する。

エ	地域との連携及び経済活性化の方策
	<ul style="list-style-type: none"> 地域との連携や住民のための機能及び周辺の観光交流機能との連携による地域の活性化、経済活性化に資する提案がされているか評価する。
オ	防災及び環境負荷低減の方策
	<ul style="list-style-type: none"> 適切な防災機能を備えた施設全体の整備・運営計画が提案されているか評価する。 自然環境や住環境に配慮し、自然環境との調和・共生を図る機能を備えた施設全体の整備・運営計画が提案されているか評価する。 地域の美化活動に対する計画が提案されているか評価する。
③	市負担額（提案価格）

7 審査・評価方法

(1) 資格要件の審査

公募設置等指針第3章の10（1）に示す要件を満たしていないときは失格とする。

(2) 基本的事項の適格審査 【第1段階】

本評価基準書の6（2）に示す条件を満たしていないときは失格とする。

(3) 公募設置等計画等の評価 【第2段階】

①公募設置等計画等の提案内容について、本評価基準書の6（3）に示す評価項目の各々の内容に応じ、以下に示す配点で加点方式により評価する。なお、本事業実施の品質を確保する観点から、公募設置等計画等の評価点は60点以上を得ることが相応しいと考え、提出されたすべての公募設置等計画等の評価点が60点を下回る場合は、設置等予定者の候補を選考しないことができる。

大項目	中項目		配点	
全体計画	実施方針		20	35
	実施体制及び事業スケジュール		5	
	事業計画		10	
個別計画	公募対象公園施設等	整備・運営計画	20	55
	公募対象公園施設等を除く公園施設	整備計画	15	
		維持管理・運営計画	10	
	地域との連携及び経済活性化の方策		5	
	防災及び環境負荷低減の方策		5	
市負担額（提案価格）	整備費・管理運営費		10	
計			100	

②市負担額については、以下に示す方法により評価する。

i. 本市が負担する整備費及び管理運営費を合算し評価する。

ii. 市負担額の評価方法

ア 応募者の提案価格が公募設置等指針に定める市の負担上限額を満たした場合は基礎点（非公表）を配点する。

イ 市の負担上限額から応募者の提案価格を引いた差額と市の負担上限額から本市が定める基準価格（非公表）を引いた差額に比例して加算点（非公表）を配点する。

■評価点（10点満点）

$$= \text{基礎点} + \text{加算点} \times (\text{市の負担上限額} - \text{提案価格}) / (\text{市の負担上限額} - \text{基準価格})$$